

## キャリア・カウンセラー研修講座実施細則

### 第1条 趣 旨

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下「キャリア・カウンセラー」と称する）制度規則第4条の規定によるキャリア・カウンセラーの研修施設・研究指導は本細則の定めるところによる。

### 第2条 研修指導者

キャリア・カウンセラー研修講座の指導者の人選については、認定委員会が主たる責任をもち、必要に応じて関係機関と協力して行う。

### 第3条 研修内容

研修の内容については、本学会指定のテキストを参考にする。尚、研修内容（研修講座）については、以下の4分野を定める。

- a. キャリアに関する理論と活用
- b. カウンセリング・スキルに関する理論と実践
- c. 学校教育・キャリア教育の理解
- d. 産業・職業の理解と実践的支援

### 第4条 研修実施体制

#### 1. 基礎講座

キャリア・カウンセラー資格認定委員会が、様々な条件を検討した上で決定した会場とする。運営については、キャリア・カウンセラー認定委員会が主として行うが、必要に応じて関係機関との協力の下で行う。

#### 2. 研修講座

資格認定委員会が企画する講座以外にもキャリア・カウンセラー研修講座として認定した研究地区部会主催の講座を設定することができる。研究地区部会の認定講座については認定委員会と密に連絡をとって計画・運営にあたる。

#### 3. 会場、日時、については、いずれも機関誌、ホームページ等に公示する。

#### 4. 受講生管理及び受講料の管理に関しては、認定委員会が主たる責任をもち、必要に応じて関係機関と連携して行う。

#### 5. 研究地区部会の認定委員会委員は講座開催3か月以上前までに認定委員会（認定事務局）にキャリア・カウンセラー研修講座としての申請（指定申請様式）をする。開催日時、場所、テーマ、分野、内容、講師経歴、講座運営のための予算執行案の資料を認定事務局に送り、認可を受ける。認定委員へのメールでの確認後、認定事務局との協議後に委員長が判断し、認定事務局を通して講座認定の可否を通知する。講座受講者への周知（学会HP）は、実施2か月以上前にHPに掲載されること。

#### 6. 研究地区部会企画の講座では、講座受付締め切り後、速やかに受講者名簿を認定事務局に送付する。認定事務局は講座参加者の受講票を作成し、研究地区部会の担当認定委員に送付する。

#### 7. 認定委員会によって認定された研究地区部会のキャリア・カウンセラー研修講座の受講の認定料は180分間で5000円とする。

※講師：10点（1講座90分間につき）、受講者：10点（2講座180分以上）

#### 8. 研究地区部会の担当認定委員は講座受講者の受講認定料の全額を学会事務局に速やかに送付する。運営にかかる必要経費は、学会事務局に請求する。

付則1 平成29年10月14日改定(平成30年4月1日施行)